

○木曾広域連合所有車両貸出規程

〔平成15年3月5日〕
規程第1号

改正 平成17年10月21日 規程第14号
改正 平成21年8月28日 規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、木曾広域連合所有車両（以下「広域連合車両」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第2条 広域連合車両の使用は、木曾広域連合の公務における使用のみとする。ただし、第3条に定める場合は特別に貸し出しをすることができる。

(特別使用の許可)

第3条 広域連合長（以下「連合長」という。）は、前条による輸送に支障のない限り次の各号に該当する場合は、広域連合車両の特別使用を許可する事が出来る。

- (1) 災害のため、防護、救出、復旧等緊急を要するとき。
- (2) 広域連合を組織する地方公共団体から借用要請があったとき。
- (3) その他の行政運営上連合長が適当と認めたとき。

(使用の手続)

第4条 広域連合車両を使用しようとする者は、次の各号に定めるところにより使用する3日前までに使用許可申請書（様式1）により、連合長の許可を受けなければならない。

(安全運転管理)

第5条 公用車の運転に関しては、道路交通に関する法令に定められているもののほか、安全運転管理規程（平成13年規程第16号）による。

(事故)

第6条 使用責任者は、貸出し中のいかなる事故についても全責任を負うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月21日規程第14号）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成21年8月28日規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(様式 1) (第 4 条関係)

※許可申請後、本書をコピーして公印を押印したものを使用許可証とする。

木曾広域連合所有車両使用許可申請書

平成 年 月 日

木曾広域連合長 殿

申請者 住 所
町村名
代表者

印

木曾広域連合所有車両（以下「広域連合車両」という。）貸出規程第 3 条により、下記貸出条件を遵守の上、広域連合車両を使用したいので申請します。

記

- 1 車両名 _____
- 2 使用目的 _____
- 3 使用期間 自 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
至 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
- 4 使用区間 (主な経過地) _____
- 5 使用責任者 職名 _____ 氏名 _____
- 6 運転者 職名 _____ 氏名 _____
- 7 貸出条件

- (1) 木曾広域連合所有車両貸出規程及び道路交通法等関係法令を遵守し安全運転に努めること。
- (2) 使用責任者は、借受けた時から返還までの間全責任を負うものとする。
- (3) 万一事故等が発生した場合は、直ちに下記のいずれかに連絡し指示を受ける事。

老人ホーム木曾寮	TEL 52-2054	環境センター	TEL 52-2530
木曾クリーンセンター	TEL 24-3131	木曾広域連合	TEL 23-1050

- (4) 使用後は、清掃、洗車、燃料補給をした後返還すること。
- (5) 使用申請は、使用 3 日前までに提出すること。
- (6) その他必要事項は、係の指示によること。

木曾広域連合所有車両使用許可書

上記に記載の貸出条件を遵守することを条件に貸出しを許可します。

平成 年 月 日

長野県木曾郡木曾町日義 4898-37

木曾広域連合長

印